

小平市建築基準法施行細則第14条の規定による調査の項目等の一部改正新旧対照表

<該当条項抜粋>

新					旧				
別表					別表				
		ア 調査項目	イ 調査方法	ウ 判定基準			ア 調査項目	イ 調査方法	ウ 判定基準
1 から 4 まで	(略)				1 から 4 まで	(略)			
5 避難施設等	(1) から (12) まで	(略)			5 避難施設等	(1) から (12) まで	(略)		
	(13) から (16) まで	階段	階段	(略)	5 避難施設等	(13) から (16) まで	階段	階段	(略)
	(17)	階段各部の劣化及び損傷の状況	目視、触診、設計図書等により確認する。	モルタル等の仕上げ材にひび割れがあること、鋼材に錆又は腐食があること、木材に腐朽、損傷又は虫害があること、防水層に損傷があること等により安全上支障が生ずるおそれがあること又は安全上支障が生じていること。	5 避難施設等	(17)	階段各部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上支障があるひび割れ、さび、腐食等があること。
	(18) から (25) まで	(略)	(略)		5 避難施設等	(18) から (25) まで	(略)	(略)	
	(26) から (42) まで	(略)			5 避難施設等	(26) から (42) まで	(略)		
3 から 6 まで	(略)				3 から 6 まで	(略)			